

三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画の変更について

項 目

- 1.海岸保全基本計画とは・・・・・・・・・・2
- 2.三重県の取り組み状況・・・・・・・・・・3
- 3.海岸保全基本計画の変更・・・・・・・・・・4～5
- (参考)計画高潮位について・・・・・・・・6

三河湾・伊勢湾海岸保全基本計画の変更について

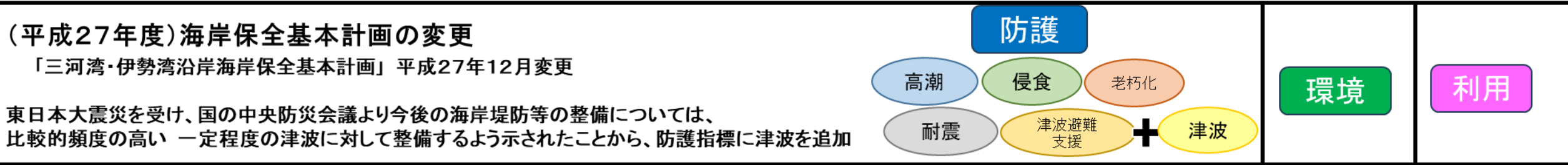
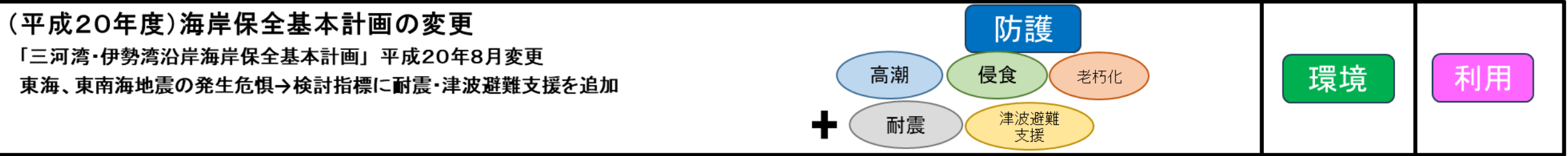
1. 海岸保全基本計画とは

海岸法第二条の三第一項に基づき、都道府県知事が計画的かつ整合が取れた海岸の保全を行うため定めるもの。

平成11年海岸法の改正に伴い、「美しく、安全で、いきいきとした海岸」の継承を基本理念とする国の定めた「海岸保全基本指針」に基づいて都道府県が作成する計画で、地域の意見等を反映して作成するもの。

海岸法改正においては、これまでの「災害からの海岸の防護」に加えて、「海岸環境の保全」及び「公衆の海岸の利用の適正な利用」が目的に追加され、「防護」「環境」「利用」の3つが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するとともに、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指すことが求められている。

三重県の場合、三河湾・伊勢湾沿岸、熊野灘沿岸があり、それぞれ、愛知県、和歌山県と共同で定める。



三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画の変更について

2. 三重県の取り組み状況

令和2年7月

気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言



令和2年11月

海岸保全基本方針(主務大臣)変更
(広域海岸の区分・海岸保全の基本理念・考え方等)

気候変動の影響を考慮
した対策へ転換



三重県海岸保全基本計画検討委員会
(学識者、有識者)
第1回 令和5年10月
第2回 令和6年10月
第3回 令和7年3月

事務局：
地域連携・交通部 水資源・地域プロジェクト課
農林水産部 農業基盤整備課
農林水産部 水産基盤整備課
四日市港管理組合
県土整備部 港湾・海岸課

変更案作成

海岸保全基本計画(都道府県知事)変更
(広域海岸の毎に策定、環境・利用も含めた
海岸保全の基本事項、施設の整備に関する事項等)

関係住民の意見
： 6月下旬（予定）パブリックコメント

関係市町長
： 7月下旬（予定）意見聴取予定

三河湾・伊勢湾沿岸
令和7年8月末予定

計画変更



三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画の変更について

3. 海岸保全基本計画の変更

目次

海岸の保全に関する基本的な事項

- 1. 三河湾・伊勢湾沿岸の概要
 - 1-1 海岸の概要
 - 1-2 海岸整備の経緯
 - 1-3 三河湾・伊勢湾の地勢
 - 1-4 沿岸の気象
 - 1-5 沿岸市町村の人口分布
 - 1-6 沿岸域の歴史
 - 1-7 沿岸域の地質
- 2. 三河湾・伊勢湾沿岸の現況と課題
 - 2-1 防護面から見た現況と課題
 - 2-2 環境面から見た現況と課題
 - 2-3 利用面から見た現況と課題
 - 2-4 沿岸域に対する住民の意識
 - 2-5 三河湾・伊勢湾を考えるキーワード
- 3. 海岸の保全の方向に関する事項
 - 3-1 三河湾・伊勢湾沿岸の長期的なあり方
 - 3-2 海岸の防護に関する事項
 - 3-2-1 海岸の防護の目標
 - 3-2-2 海岸の防護の目標を達成するための施策
 - 3-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項
 - 3-3-1 海岸環境及び保全の目標
 - 3-3-2 海岸環境及び保全の施策
 - 3-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項
 - 3-5 沿岸保全の施策の実施に向けて
 - 3-6 地域特性に応じた海岸保全の方向性

(海岸保全基本計画一部抜粋)

3-2-1 海岸の防護の目標

(1)高潮対策の目標
○海岸保全施設の整備を行う上での目標(施設整備目標)
最も沿岸に被害を与えた昭和28(1953)年13号台風・伊勢湾台風規模の台風を基本に、**気候変動により中心気圧が低下した場合に想定される高潮・波浪に対して、**住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、**気候変動による台風の強大化、海面上昇、施設の耐用年数を踏まえた**海岸保全施設の整備を行うことを目標とする。

(2)地震・津波対策の目標
○海岸保全施設の整備を行う上での目標(施設整備目標)
南海トラフ沿いで発生する、発生間隔が数十年から百数十年に一度規模の地震(レベル1)(L1)に対し、住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設の整備を行うことを目標とする。
この際、気候変動による海面上昇、施設の耐用年数を踏まえた施設整備目標を検討する。

主な変更箇所は赤文字で表記しています

三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画の変更について

3. 海岸保全基本計画の変更（海岸保全基本計画一部抜粋し編集）

3-2-2 海岸の防護の目標を達成するための施策

課題		施策
海岸災害の脅威	気候変動に伴う台風の強大化	高潮災害への対策 将来的な <u>海面上昇</u> や台風の強大化等の気候変動の影響に対し、 <u>海岸保全施設等の防護機能の維持・向上</u> を図る。
防護機能の低下	気候変動による台風の強大化、海面上昇に伴う施設高の不足	
砂浜の減少	気候変動による海面上昇に伴う砂浜の減少・消失	海岸侵食への対策 気候変動による影響の予測や、 <u>モニタリングにより対策の効果を確認し、次の対策を検討する「予測を重視した順応的砂浜管理」</u> を行う。
地震・津波災害への不安	南海トラフ地震の発生の可能性 気候変動による海面上昇に伴う津波の上昇	地震・津波災害への対策 耐震対策を実施し、防護機能の維持を図る 施設の効果を粘り強く発揮するための構造上の工夫を図る
災害への備え	気候変動による台風の強大化、海面上昇に伴う浸水区域の拡大、浸水深の増加	総合的な危機管理対策の推進 <u>関係機関と連携して防災情報の提供や災害時の対応方法を周知する。気候変動による地域のリスクの将来変化等の情報提供をし、地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る。</u>

3-3-2 海岸環境の整備及び保全の施策

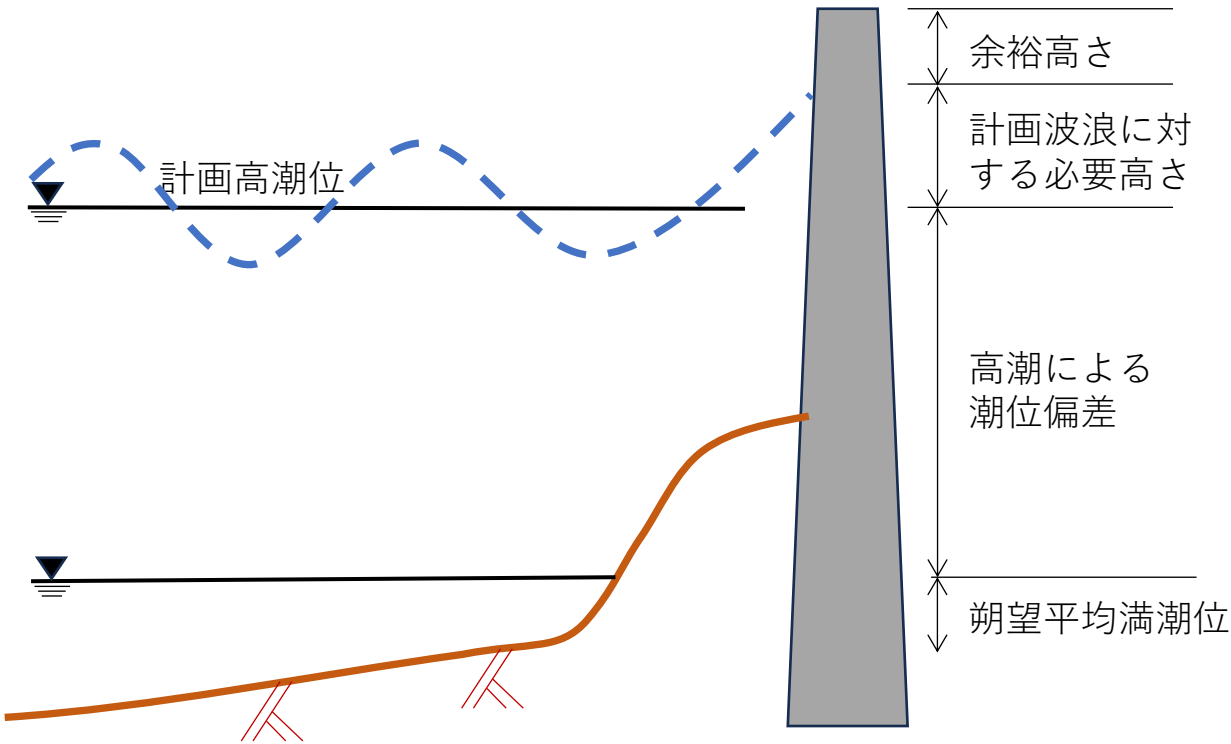
課題		施策
多様な自然環境	動植物の貴重な生息・生育環境 生物多様性の保全 気候変動による生態系の変化	海岸保全施設の整備に当たっては、 <u>生物の生育、生息環境の確保</u> に努める。
湾内の水質の汚濁	気候変動に伴う流況や水質の変化	流域全体での健全な水環境の形成に努める。豊かな海のための <u>適正な栄養塩の管理</u> を進める。
特色のある海岸景観	気候変動による海面上昇に伴う景観の変化	気候変動に伴う環境変化について <u>モニタリングを推進</u> していく。
海岸との共生	気候変動による海面上昇に伴う砂浜の消失・減少による海岸との付き合い方の変化	

※海岸の利用については大きな変更はありません

三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画の変更について

計画高潮位について

参考



計画高潮位 (代表箇所)

		現行計画	気候変動後 (2100年)	
市町村名	海岸名	計画高潮位 (T. P+m)	計画高潮位 (T.P+m)	差
桑名市	桑名海岸	4.520	5.290	0.770
川越町・四日市市	四日市海岸	3.840	5.120	1.280
鈴鹿市	鈴鹿海岸	3.540	4.260	0.720
津市	津松阪港海岸	3.080	3.890	0.810
松阪市	松阪海岸	2.860	3.020	0.160
明和町	明和海岸	2.860	3.020	0.160
伊勢市	宇治山田港海岸	2.512	2.870	0.358